主

原判決を取消す。

被控訴人の請求を棄却する。 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事

控訴代理人は主文と同旨の判決を求め、被控訴代理人は「本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張と証拠の提出、援用、認否は、次のように訂正、付加するほか、原判決の事実摘示(但し原判決一枚目裏二行目に「岡山地方裁判所」とあるのは「岡山地方裁判所倉敷支部」の誤記と認める。)のとおりであるから、これを引用する。

控訴人の陳述

ー、 原判決二枚目裏四行目から同九行目までの答弁ならびに抗弁を次のとおり 改める。

「請求原因一の事実及び同二の事実中控訴人が本件建物を占有していることは認めるが、その余は争う。

控訴人は、本件抵当権設定登記前の昭和四二年五月一日訴外Aから本件建物を期間三年、賃料月額一万五、〇〇〇円と定めて賃借し、その引渡を受けてこれを占有しているものて、同賃借権は期間満了後更新され今日に至つているから、これをもつて抵当権者および競落人である被控訴人に対抗できるものである。

二、被控訴人主張の再抗弁事実を否認する。

被控訴人の陳述(再抗弁)

訴外Aと控訴人間に締結された本件建物の賃貸借契約は、通謀虚偽表示に基づくものであつて無効である。即ち当時本件建物は山陽タイピスト専門学校倉敷分校の校舎に使用されており、訴外Aは同分校長、控訴人は同分校の使用人の地位にあり、このような職務上の地位、身分関係にある両者間において控訴人主張の如き本件賃貸借契約を結ぶが如きことはあり得ず、右は抵当権の実行を妨害する手段として右両者通謀のうえ賃貸借契約を仮装したものである。

証拠関係(省略)

理由

ー、 請求原因一の事実及び控訴人が本件建物を占有している事実は当事者間に 争いがない。

右認定の事実に徴すれば、本件賃貸借契約は、昭和四五年五月一日及び同四六年 一月五日の両度にわたり当事者の合意により更新されたものと認めるのが相当であ る。前記認定の昭和四六年一月五日の契約書(乙第二号証)が従前の契約書(乙第 一号証)と別個に作成されていること、それが従前の契約期間満了前であることを 捉えて、従前の契約関係が消滅しこれと別個の新たな契約が成立したものと解する のは、前記認定の事実関係の下においては、当事者の意思に合致するものとはいえ ない。

〈要旨〉ところで、抵当権設定登記前にその目的建物について設定された対抗力ある賃借権がその後当事者の合意〈/要旨〉により更新された場合には、右賃借権が民法

六〇二条に定める期間をこえない短期賃借権にあたると否とを問わず、また右更新の時期が抵当権の実行による差押の効力発生の前であると後であるとに拘らず、賃借権者は、右更新後の賃借権をもつて抵当権者ないし競落人に対抗することができると解するのが相当である。

なお、前記認定によれば、控訴人の本件建物賃借権は、昭和四九年一月五日をもつて一応期間か満了したことになるけれども、被控訴人側の正当事由にもとづく更新拒絶もしくは解約の主張立証のない本件においては、借家法の規定により更新されるようできな話するよう。

れ引きつづき存続するものというべきである。

三、 次に、被控訴人主張の控訴人と訴外A間の本件賃貸借契約か通謀虚偽表示によるものであるとの点は、原審における被控訴本人の供述はたやすく措信しがたく、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

四、 以上によれば、控訴人の本件建物占有は被控訴人に対抗しうべき権原にもとづくものというべきであるから、被控訴人の本訴請求はいずれも理由がない。よつて、右請求を認容した原判決は不当であり、本件控訴は理由があるから民訴法三八六条により原判決を取消し、被控訴人の請求を棄却し、訴訟費用の負担につき同法九六条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 渡辺忠之 裁判官 山下進 裁判官 篠森眞之)